

平成28年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

宇 都 宮 大 学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成28年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成28年度の経緯

環境配慮契約法、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び関係説明会に参加して得た情報等に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進するための取組を行った。

2. 環境配慮契約の締結状況

環境配慮契約の実績はありません。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

○学内に対して、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進する旨の周知を行った。

○関係機関等における契約状況を参考に環境配慮契約の推進に努めていく。